

# 栃木市市民会議 会議要旨

会 議 名：自治基本条例部会

日 時：令和7年5月20日（水） 午後7時50分から午後8時15分

会 場：市役所 301会議室

出席者数：9名 事務局：4名

## 1 開会

## 2 あいさつ（佐藤 総務人事課長）

自治基本条例部会は栃木市自治基本条例について、その施行状況と改善について検証していただく部会である。

自治基本条例は、自治体の市政運営の指針となるもので「自治体の憲法」とも呼ばれることもあるものであり、社会情勢に沿ったものになっていくよう5年を超えない期間ごとに見直しをすることになっている。

今期はその見直し時期であり、よりよいまちづくりや市政運営が行われるよう皆様の忌憚のないご意見を頂戴できればと考えている。よろしくお願ひしたい。

## 委員・事務局の自己紹介

## 3 議事

任期満了に伴い部会長不在のため、佐藤 総務人事課長が議事進行

### （1）部会長、職務代理者の選出について

委員から事務局に一任したい旨の発言があり、部会員に諮ったところ、異議はなかった。

事務局から、赤羽根委員との提案があり、満場一致で承認された。

職務代理者については部会長の指名により三橋委員に決定した。

部会長、職務代理者のあいさつの後、議長を赤羽根部会長に交代。

### （2）自治基本条例部会の進め方及びスケジュールについて

事務局が資料に沿って説明

《質疑・意見》

委員：どういう形で検証を行うのか。

事務局：1条ずつ見ていく必要があると考えている。最近新たに策定された他市の自治基本条例と比較するような形を予定している。

委員：素案のようなものを用意していただけるのか。

事務局：栃木市自治基本条例と並べて比較できるような資料を用意し、意見を頂戴したい。

事務局案により進めていくことで了承

#### 4 その他

委員：次の部会までにやっておくことは何か。

事務局：栃木市自治基本条例逐条解説書に目を通しておいていただけるとありがたい。

委員：全体会の中で合併前のそれぞれの地域には文化があるという話があったが、この自治基本条例の中にも盛り込まれているのか。

事務局：自治基本条例第14条に地域自治という項目があり、身近な地域のまちづくりについて、地域自治に関する活動について必要な支援を行うと定めている。また、地域づくり推進条例というものが規定されている。市ではその条例等に基づいて事務事業を執行している。そういったところについて自治会等からの視点を踏まえて検証していただきたいと考えている。

次回の自治基本条例部会は7月に開催予定。

期日が近くなったら通知を送付する。

#### 5 閉会